不足額給付Ⅰの対象となる例

①令和５年所得に比べ、令和６年所得が減少した（退職等）

DOWN

令和６年分推計所得税額　￥２０，０００
（令和５年所得をもとに算出した税額）

定額減税可能額　￥３０，０００
（所得税分）

当初調整給付額　￥１０，０００

令和６年分所得税額　￥１０，０００
（確定申告等で決定した税額）

定額減税可能額　￥３０，０００
（所得税分）

本来給付されるべき給付額　￥２０，０００

差額の１万円を給付金として支給
（１万円単位に切り上げ）

②令和６年分所得税が新たに発生した（就職等）

UP

令和６年度住民税所得割額　￥０

令和６年分推計所得税額　￥０
（令和５年所得をもとに算出した税額）

定額減税可能額　￥０
（住民税＋所得税分）

当初調整給付額　￥０

令和６年度住民税所得割額　￥０

令和６年分所得税額　￥２０，０００
（確定申告等で決定した税額）

定額減税可能額　￥４０，０００
（住民税＋所得税分）

本来給付されるべき給付額　￥２０，０００

差額の２万円を給付金として支給
（１万円単位に切り上げ）

③当初調整給付後に税額修正が生じたことにより、令和６年度住民税所得割額が減少した

DOWN

令和６年度住民税所得割額　￥１０，０００

定額減税可能額　￥１０，０００
（住民税分）

当初調整給付額　￥０

令和６年度住民税所得割額　￥５，０００
（修正申告等で決定した税額）

定額減税可能額　￥１０，０００
（住民税分）

本来給付されるべき給付額　￥１０，０００

差額の１万円を給付金として支給
（１万円単位に切り上げ）

④こどもの出生等により、扶養親族が令和６年中に増加した

UP

令和６年分推計所得税額　￥４０，０００
（令和５年所得をもとに算出した税額）

定額減税可能額　￥６０，０００
（所得税分）

当初調整給付額　￥２０，０００

令和６年分所得税額　￥４０，０００
（確定申告等で決定した税額）

定額減税可能額　￥９０，０００
（所得税分）

本来給付されるべき給付額　￥５０，０００

差額の３万円を給付金として支給
（１万円単位に切り上げ）